

平成20年4月1日

境界標識の復元について

境界標識が毀損などされているとき、県では必要な境界標識のみを支給しますので、測量業者が境界標識を復元してください。（復元費用は施主負担です）

復元後、次の書類を県土木に提出願います。

- ① 提出書類
復元報告書（書式は任意）
工事施工会社名・住所・連絡先、工事場所、工事日時を明記
- ② 附属資料
境界確定図に復元箇所を明示したもの
- ③ 施工写真
工事前、工事後
- ④ 座標
座標がない時代の場合は、今回の復元にあたり座標を提出
世界測地系座標（法務局準拠）

なお、工事後に担当者が地区ごとに状況確認します。
よろしく願います。

（問い合わせ先：藤沢土木事務所許認可指導課財産管理班）



県の官民道路（河川）境界標識について

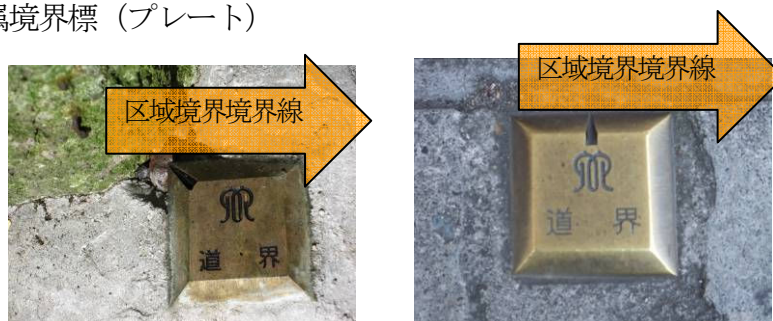
1 種類

①コンクリート石杭



- ・側面に道界（河界）文字と県マーク
上面は矢印（上、斜め左右）又は十字（設置が古いもの）、
- ・大きさは12cm×12cm×高さ70cm～約1m

②金属境界標（プレート）



大きさは5cm×5cm、上面は矢印（上、斜め左右）

③ 鋌

2 設置の根拠、打設方法

- ・境界確定図（査定図）に基づき設置。
- ・法務局にある地積測量図にも記載されていることがある（主に新しいもの）。
- ・県マークが道路（河川）区域＝公有地側を向くこと。
- ・道界（河界）表示は民地側を向くこと。
- ・原則、境界石は道路（河川）区域内に埋設すること。

3 座標

座標記載はおおむね昭和55年頃以降、場所によっては平成初期以降。

それ以前は、三叉を切って杭間距離を表示している。

座標表示も、古いものは「任意」「公共」であり、平成17年頃より世界座標（GPS利用）タイプがある。

ただし、旧座標を変換しているだけの世界座標系を利用している場合もある。

4 設置について

不動産の境界に係わる大事な標識です。専門の測量業者及び管理者（県土木）に確認してください。勝手に壊したりすることは、禁止されています。

刑法第262条ノ2[境界毀損罪]

境界標ヲ損壊、移動若クハ除去シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ土地ノ境界ヲ認識スルコト能ハザルニ至ラシメタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス